

隱岐の小作問題

内藤正中

はしがき

隱岐の農業問題というとき、ふつうには牧畑に代表される後進性がとりあげられるのがつねであつた。もとより牧畑の水田化・桑園化を主要内容とする土地改良は、現在においても重要な問題ではあるが、それにしても、これまででは、生産関係についての究明が、あまりにも等閑のままにおかれていた。隱岐島農業の低位生産性とは、たんなる土地生産力とか農業技術とかにかかわるもの以上に、生産関係の性格に規定されるところが大きかつたと、わたしは考えている。

生産力と生産関係のからみ合いのなかでの隱岐島農業の構造的把握については、いずれ近い機会に果すつもりであるが、ここではとりあえず、矛盾の具体的表現としての小作争議についての史料を紹介し、あわせて問題点を指摘することとしたい。

一 明治末—大正期の小作事情

具体的な史料に入る前に、あらかじめ、明治末—大正期における小作事情を概説しておくことが便利であろう。

隱岐島農業の停滞性・後進性を説明する場合、ひとは、農家経済が農業だけではなくて、農・林・水産の三本の支柱によつてささえられている点を指摘する。專業農家でないということは、しかも何らかの副業で補充ができるということとは、結果的には、技術的発達をおくらせ、生産性向上をさまたげることとなる。さしあたつては第一表の米作である。反当収量はつねに島根県平均を二斗ないし三斗も下まわつており、明治末—大正期での顕著な増加傾向も認めることができない。漁業についても、それが兼業として営まれるかぎり、生産用具の改良発展は望むべくもない。旧態依然とした漁法による沿岸漁業の域を出ることはできないのである。(たとえば大正七年『漁村状況調査』隱岐支庁文書をみよ)しかしながら注意しておかねばならないことは島民経済の主要な基盤が農業生産にある点である。農業の

第1表 隠岐島米作の推移

	作付反別	収穫高	反当収量	県平均 反当収量
M23	?	?	石 1.563	?
26	?	?	1.019	?
32	反 13629	石 18204	1.888	石 1.457
33	14123	16453	1.165	1.264
34	14229	14945	1.050	1.462
35	14214	16889	1.188	1.295
36	14377	22394	1.558	1.538
37	14416	22701	1.575	1.735
38	14360	16225	1.130	1.453
39	14377	19305	1.343	1.574
40	14353	20500	1.428	1.678
41	14434	21384	1.482	1.726
42	14623	21759	1.488	1.571
43	?	?	?	1.779
44	14602	24166	1.665	1.692
45	14727	22641	1.537	1.765
T 2	15039	19296	1.283	1.891
3	15395	21994	1.429	1.683
4	15377	20297	1.320	1.856
5	15580	25409	1.631	1.807
6	15718	21126	1.344	1.687
7	15882	26141	1.646	1.872
8	16067	29635	1.844	2.049
9	15996	31691	1.981	1.698
10	16100	24180	1.502	1.861
11	16212	22356	1.379	1.564
12	16273	24441	1.502	1.820
13	15994	21180	1.324	1.704
14	16224	27116	1.671	1.673
15	15841	22315	1.409	1.893
S 2	15882	24301	1.530	1.815
3	15869	24357	1.535	1.924
4	15377	17409	1.132	1.901
5	15687	29549	1.884	1.766

(備考) 『島根県農林水産統計』(昭28) により作成

未発展は、農民をして漁業・林業におもむかせたが、このことは、どこまでも結果としてうみだされたものではなからうか。明治末―大正期に顕著にすすんだ兼業化傾向は、さらに農業に影響して農業技術の発展をおくらせることとなるが、そうした悪循環の最奥にある原因をこそ、わたしたちは、つきとめてゆかねばならない。したがって、わたしは、農業生産力の停滞性を語る場合、ただたんに、それを三本の足でささえられていることだけから説明してゆくことは、皮相な見方といわねばならず、本質としての農業における生産関係のふかみから究明されねばならないもの

と考えている。

大正十三年度の町村別経営規模による農家階層区分は、第二表のごとくである。おおむね一町以下五反前後の農民が中核であることがわかる。とくに耕地面積が比較的中・中条・磯・五箇・海士の各村で、この傾向は明確である。もとより、五反前後の経営規模で、農民が満足しているはずはなかつた。隠岐では、どこにもまして、土地への要求は大きかつたといわねばならない。第三表は、大正十三年度の所有規模による農家階層区分である。ほとんど八割近くが五反未満の耕地しか所有していない。したがって

第2表 大正13年度 経営規模別農家階層区分

	5反以下	5~10	10~20	20反以上	計
西郷町	124	4			128
東郷村	212	91	16	4	323
布施村	153	38	20	29	240
中 村	134	136	21	1	298
中条村	118	100	48	56	322
磯 村	174	171	51	4	400
五箇村	175	252	122	6	553
都万村	427	135	58	31	650
海士村	285	309	206	68	868
黒木村	354	101	85	65	605
浦郷村	190	68	104	94	456
知夫村	281	76	37	28	422

(備考) 島根県内務部『農家耕地及小作料調査』による

かれらの多くは、借入地をもつて小作關係をとりむすんでいるのであつた。第四表でしられるように、布施・都万・黒木の各村をのぞいては、すでに明治三十年代において、五〇%以上の小作地率をもつことになるのであつた。

このように、農業における生産關係の支配的な形態は、地主制にあつたわけである。この点を無視しては、恐らく隠岐の農業のみならず、産業全般についても正当な理解と評価を与えることはできないであらう。

(註) 大正八年現在で五十町歩以上を所有する大地主は、つぎの三名である。

第3表 大正13年度 所有規模別農家階層区分

	無 高	5反以下	5~10	10~30	30~50	50反以上	計	農家数
西郷町	0	126	2				128	128
布施村	12	135	51	27	7	18	238	240
東郷村	46	221	39	16	1		277	323
中 村	31	145	65	41	7	9	267	298
中条村	68	143	55	26	14	16	254	322
磯 村	59	240	60	37	4		341	400
五箇村	14	327	128	49	17	18	539	553
都万村	124	266	145	65	30	20	526	650
海士村	209	472	75	49	30	33	659	868
黒木村	40	404	42	62	27	30	565	605
浦郷村	6	197	70	108	41	34	450	456
知夫村	28	192	59	77	25	31	394	422

(備考) 島根県内務部『農家耕地及小作料調査』による

渡部新太郎 (海士村) 田 一八四反八二四 計 一五七一反五二六
 (海士村) 烟 一三八反七〇二
 竹田才吉 田 一九六反二二三 計 七二二反一二五
 (黒木村) 烟 五二五反九〇二
 福山冷象 田 一〇〇反二二九 計 六三五反五〇六
 (海士村) 烟 五三五反二〇七
 (島根県農会報) 大正八年二六〇号十四頁)

農業生産力発展のにはい手は、いふまでもなく耕作者にあるわけであるが、主要な生産手段が他人に地主の所有に属し、耕地の上で展開される労働過程に、種々な共同体規

制の網がはりめぐらされている場合、耕作者の発展的志向が制約されることが多い。たとえば一般に島内耕地の立地条件はきわめて劣悪である。灌漑用水の整備・耕地整理の施行は、島内農業振興の中心課題であつたにもかかわらずその効果はほとんど上つていないのであつた。つまり、「小作地の改良に関する費用は地主之を負担するを例とす」るためであり、非耕作地主にあつては「井手料として、田一反歩につき村内の地主よりは玄米六合、他村の地主よりは玄米一升づつを小作人に支給するの慣例」でもつてすまぬ

第4表 町村別累年小作地率の推移

	M 35		38		40		42		T 3		6		9	
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
西郷町	97.8	73.2	98.4	68.0	98.4	77.8	98	78	98	64	99	28	98	44
東郷村	68.2	19.8	82.8	74.6	82.5	74.0	82	74	65	57	66	14	67	14
布施村	32.5	23.9	65.0	22.5	40.0	30.0	32	26	40	25	35	24	40	?
中 村	70.9	66.2	73.4	61.0	73.1	73.8	73	73	73	78	78	87	77	87
中条村	77.7	17.3	70.1	71.1	69.0	79.0	69	70	68	68	61	51	67	27
磯 村	57.9	32.4	52.4	30.5	50.8	30.7	58	31	55	39	52	24	52	25
五箇村	50.7	37.9	52.8	35.2	66.2	36.9	52	36	55	61	54	63	54	58
都万村	18.5	17.3	26.0	29.0	21.6	28.7	26	28	24	47	26	29	46	74
海士村	61.0	50.8	59.6	61.1	61.2	60.6	61	61	61	68	62	63	78	63
黒木村	31.7	29.6	32.5	31.1	42.8	50.0	55	52	57	39	62	67	63	68
浦郷村	65.7	24.3	63.4	72.6	64.8	74.0	38	39	52	61	54	37	49	38
知夫村	77.7	48.4	70.3	45.7	77.5	57.0	79	48	76	47	77	65	70	64

(備考) 各年『隠岐島統計書』より算出作成

れていたわけである（松江税務管理局『明治三十五年島根県小作慣例調査書』）。したがつて多額の費用を必要とする溜池造成・耕地整理にたいしては、積極的関心を示すことが少いのである。

註① 明治末―大正期での土地改良・拡張事業成績はつぎのとおりである（工事完了の時点は大正十三年度である）。すなわち明治三十九年度耕地整理予定面積が七九〇町にたいして、工事完了は一・七％の九三町歩、大正三年度開田予定八一九町歩にたいして工事完了は二・三％の一八・八町歩、三八七町歩の開畑予定の〇・一％の五畝歩という数字が報告されている（島根県内務部『耕地の改良並拡張事業要覽』大正十三年三一頁）

② 溜池造成・耕地整理にたいする地主の態度の一例として、ここでは五箇村の場合を記しておく。五箇村では、十力所十六反余の溜池を増設ないし修繕の計画をたてたが、費用負担上に付、他部落内人の賛同せざるは遺憾とする所なり尚南方は溜池の必要を感じつつあるも、適当地を発見したりと雖も灌漑水路の敷設上北方区に故障あり、遂に築造するに至らざりしは、是又遺憾とする所なり」という事情にぶつかつてゐる。また耕地整理においても、「北方耕地整理地は、旧反別十三町四反一畝二五歩にして、明治三十七年起工、三十九年竣工せり、整理反別十三町八反五畝二六歩四反四畝一步の増歩を出せり、整理当年より二、三年間は稲不作にして兎角小作人の耕地整理を非難する声高かりき其不作の原因は作業の仕方を粗にし、肥沃の表土を泥中に埋め、深土を表土となし、反て土壌を瘠地となしたる結果

による、而して今年よりは上作を示し、一反歩平作二石四斗以上の収穫を見るに至れり」と報告されている（明治四十二年『穩地郡五箇村情況調査書』―島根県庁所蔵文書）

こうした問題は、不在地主の存在によつて一層深刻となつてゆく。とくに隠岐では、商品流通―金融面の未発達なため、西郷・浦郷など港町の間屋商人に依存するところ多く、借入金代償として抵当に入れた耕地は、かれら商人地主の手に集積されていつたのである。農業生産に従事しないのみならず、ほとんど無関係の立場にある商人地主の場合、その関心が小作料に限られることはいうまでもない。大正十一年『隠岐島小作慣行調査書』は、不在地主の利弊についてつぎのように記している。まず、騰貴傾向にある不在地主の小作料については、「不在地主は多く其の小作地の者中より世話人を作り、小作料其の他に關係する事柄一切を世話人に管理せしむるに依り、世話人は其の地位を利用して私利を貪り勝ると、殊に町内に在る不在地主にして土地に対する素養を欠きたるため、唯算盤珠のみ依りて小作地の地力其他小作の難易如何を知る事なく、一体一律に平均以上の小作料を小作地面積に積算するに依りて、平均して小作料の高き傾向多し」と、とくに「町内に在る不在地主」の弊害を指摘している。また、不在地主と在村地主との關係についても、「右の如き（前述小作料の項に記したこと）不合理なる地主にして、愛志を有する小作人を得る事は不可能の趨勢となり居れり、されば右の如き

地主の小作地は漸次瘦衰するを免れず、従て耕作の難易を自ら経験して小作人間の感情を隔和して耕作能率を増進し、土地を愛して俱に利益を得んとする誠意ある地主との交渉に和らかず、殊に小作人側より見たる地主社会に於て最も不文明のものと謂うべし」との批判が報告されている。こうした態度は、何も不在の商人地主だけに限られない。地主の寄生化がすすむにしたがつて、一般的にも「地主は概して一般農業知識の欠如せしもの及び直接農事に従事せざるを以て経験乏しく、且つ小作人との間聯絡の欠けたる者等ありて、徒に小作料の昂上を迫るものあり、不在地主に於て甚だし」（大正十一年「周吉郡中村小作慣行調査書」〔隠岐支庁文書〕）といわれることになる。後述する中村・都万村・黒木村などに設立される地主会は、ある意味では地主自身の以上の問題点にたいする反省の上に立つているといえるであろう。

註① ふつう地主会は小作争議に対抗してあるいはもつと一般的には小作米改良をめざして設立されるのであるが、隠岐では、大正十一年に至るも産米検査は行われておらず（大正十一年『隠岐島小作慣行調査書』）、もつぱら出稼激増―農業生産力停滞に対処する小作人保護をめざして設立されている。

同時に、小作関係がいわゆる「刈分小作」が多く、小作料額がほとんど「検見」によつて三分の二を地主に納入している慣行は、小作人の労働意欲の増進、農業技術の発展

をはばんでいる最大要因であるといえよう。三分の二という高率小作料率もさることながら、島前の大部分と島後の一部との計一四一町歩余で行われてきた刈分小作については（大正十一年度『隠岐島小作慣行調査書』）いうまでもないが検見法は、「小作人が肥料の増施其の他耕作上改良に努力して増収を得るとも、其の結果の大部分を地主の利益となるにすぎざるを以て小作人の熱心少なく農事改良の如き、此の小作方法の下には到底望み難き所なり」とさえいわれるものである（同上書）。すでに第一表でみてきた反当収量の停滞傾向も、大正三年度町村長指示協議事項中の「米作改善に関する件」で、とくに「近時稍々退歩の傾向あるは甚だ遺憾」とされた品種改良、田地裏作奨励にもかかわらず「本島に於ける実行程度極めて幼稚なり」の指摘など、すべて上述生産関係が規定するところであるといえよう（大正三年『町村長指示協議事項』〔隠岐支庁文書〕）。したがつて小作人に於ては、「労働の効果を順当に有利ならしむること能はず、小農民は実に憐むべきものあり、宜しく之が救済を要す」（明治四十二年『海士郡海士村情況調査書』）という事態が、ひろく一般化してゆくことになる。

右のような地主―小作の経済関係は、そのまま社会関係として具体化され、地主の絶対的優位は体制的に確立することになつた。貧富交譲・地主小作―親子などの美名のもとにえがかれた表皮をはぐれば、「主人と奴隸」の關係が出現することになる。

註① 「貧者は富者に対し、相当に信頼尊重するの観あれども、富

者が貧者に対しての行動、同情に乏しきの嘆なき能はず」(明治四十二年『穩地郡五箇村情況調査書』)、また「貧富相互の同情は甚だ厚きものにして、富者難あれば貧者は直ちに赴き、身骨を惜まずして之を助け、富者も亦能く貧者に施す、然れども動もすれば其間主人と奴隸との關係に類似し、貧者は幾分人格視せられざるの傾向あるが如し、又貧者は富者の子分となり其命唯々は従ふもの多し、即ち相互の同情は、子分親分間に最も厚くして、無關係のものに至りては、次第に薄きものの如し、之を要するに相互の同情は利益の交換によりて生ずるかの感あり」(明治四十二年『周吉郡中村情況調査書』)

こうした地主制下での農業生産においては、小作人の主体的成長にともない、矛盾の解決のために小作争議がたたかわれることになり、社会の発展は客観状況に変化をおよぼし、農業外に職を求める小作人の離農を結果することとなる。小作争議については、のちに詳述するが、小作農家減少は、「物価騰貴の影響により日常生活費の増加を来したると、一面労賃の向上とにより、逐年出稼して商業・女工・漁業・船員等に従事し、或は附近に於て商業・漁業等に転業し、その他賃金労働に従事する者あるに依れり」を原因として、大正六年から十一年までに一八〇戸を減じていたのであつた(大正十二年「小作農家に関する調査」)「農務重要調査書類」隱岐支庁文書)。同時に離島―出稼が重要問題として提起され、大正期の隱岐島産業は構造的危機に立つことになる。

二 小作争議について

小作争議として記録を残しているのは、明治四十三年周吉郡東郷村、大正十一年穩地郡五箇村、同十二年海士郡海士村の三件である。当時の一般的概況については、大正十二年八月二十九日島司より島根県内務部長宛報告につきのように記してある―「地主小作間は古来より親子的温情主義に成立し、其の關係頗る円満なりしが、近時経済的社会的且思想等の変遷に依りて、漸く古来の慣行に甘んぜざるの氣風を醸成し、昔日の如くあらざるは蔽ふべからざる事象たり」(大正十二年「農務重要書類」隱岐支庁文書)。

一 東郷村小作争議(明治四十三年)

一、其の地方に於ける地主小作人間一般の状況

平素にありては地主小作人間至て円満にして顕著なるものなし

二、紛争顛末概要

現在地主側に於ける記録の残存せるものなきを以て地主側に関する事項不明なるも、小作側に於ける記録より見れば、当時東郷区小作人の地主に対する小作料は各人区々にして一定せず、小作人の衰頹困憊の度著しく之が挽回の策を講ぜずんば他日躋を噛むも及ばず、而して農村の維持及健全を図るには、諸般の設備経営の事項多しと雖も、其の最も急なるものは小作奨励法を設定することとなし、即ち積極的改良を施し消極的に障害を除去し奨励保護せざる可らざるも、疲弊窮困なる小作人にのみ

農事の改良を促すは、得て望み難き事にして、地主と小作人の關係円満にして、兩者協力奮勵互に相呼応して立たば、農事の革新決して難事に非ずとなし、而して當時地主の通弊は、土地に關する觀念甚だ薄弱にして、固より土地の肥瘠地形、氣候其他經濟上の關係は毫も知悉する所なく、唯漠然「地主は小作人より小作料を徴収するものなり」と言うが如き有様にて、小作人の利害は少しも介する所なかりしを以て此処に小作問題を惹起するに至り、數回兩者協調を重ねたるも解決するを得ざるを以て、本紛争に關しては一切を挙げて隱岐島農會長に一任することに決したるを以て島農會長は仲裁条件を定めて円満に絡繰するを得たり

三、原 因 前項記載の通り

四、範 囲

(1) 紛争に關係したる小作地の地域並地主及小作人の概數

大字東郷区に於ける田地十四町歩

地主五十人 小作人七十人

(2) 主たる紛争当事者に付其の社会上の位置資産及教育程度の概要

該爭議は首謀者誘導者の如きものはなく、一般に小作人の自然に起り来りたるものの如きなるを以て該當の事実なし

(3) 紛争の時期及期間

明治四十三年四月より同年十月に至る六ヶ月

五、經 過

(1) 争議の要点

地主の主張 小作人の主張に対して小作料の軽減をなさざること

小作人の主張 小作料の軽減

(2) 主張貫徹のため執りたる手段及程度

手段に付ては著しきものなく、唯地主小作人共に交渉員をして相互主張の貫徹を計りしものなり

(3) 結末及解決手段

隱岐島農會長に一任したるを以て仲裁により解決したり、仲裁条件左の如し

仲裁条件

一、隱岐島農會長は東郷村大字東郷にある田地小作法改正に關し地主小作間の紛擾を仲裁すること左の如し

(1) 小作料を改正する為め左の委員を設け東郷小作委員の調停案を基礎として査定せしむ

地主側 三人

小作側 三人

東郷村農會より撰出に係るもの 一人
隱岐島農會より撰出に係るもの 一人

(2) 本年收穫以外に於て隱岐島農會長は委員を召集し調査を執行するものとす

(3) 相互委員の意見一致せざる時は六分、地主小作四分の割合を以て歩判法により納米するものとす

但し山間不便の地に於ては多少の參酌をなすもの

とす、追加委員は直接利害關係の土地に付き容縁
することを得ず

(大正十二年七月二十六日東郷村役場報告―『農務重要調
査書類』隠岐支庁文書)

II 五箇村小作争議 (大正十一年)

本村に於ては去る大正十一年稻作登熟不結果及霰害の
砌、小作料の比較的低廉ならざる地域の小作人―他町村人
の有する土地小作人の或は個々に或は二三連袂して小作米
減少方を請願し、当時多少雲行の穩かならざるが如き兆な
きにあらざりしも、早速地主の諒解を得応諾する処なり円
満解決したり(同上書)

III 海士村小作争議 (大正十二年)

一、地方に於ける地主小作人間の一般状況 円満なり

二、小作人より地主へ歎願の概要

(一) 大字海士東区に話題起り中里、西、北分、宇受賀、
豊田、福井の七区同意せり

(二) 發生の年月日 大体小作法改正方に付ては、海士村
産業計画にもあり、有志者は予て考慮中本年六月十八
日役場に於て農会聯合して地主会を召集したるも欠席
者ありしたため宿題となり居れるか、九月二十五日右小
作人代表者集合せり

(三) 關係地主概數五十名、小作人概數二百五十名、主な
る当事者の氏名不詳なるも、第一回代表者会に出席し
たる主なる当事者は、大橋虎若、倉谷虎松、益谷高市、
山中太郎、上坂重太郎、村尾菊市、宇野政雄、田中林

太郎、沼田茂秋、沢田梶芳、万代国次、藤谷松市、近藤芳
松、高松市太郎、堀尾徳七郎、室崎徳造十六名ナリキ

(四) 海士村農会へ申出地主へ歎願交渉方依頼の要点 従
来稻作小作料歩合普通三步三分と六歩六分強の処、四
歩と六歩の改正方大正十三年度より施行の事

三、原因

諸物価騰貴に伴い労賃は高上したるも米価は之に伴は
ず、農家の収支計算引合はざるにより小作料の減額あり

四、経過

十月三日海士村農会より地主会を召集し、小作人委員
より願出の件を報告せしに、時節柄適當の要求ならんと
之を容るる事とし、仕切に改めたきも、本年既に相互契
約の下に作付しあり、且地主側も耕地整理費等負担多き
により、十三年度より実行し、小作人側の委員を設置せ
しめ、品評、改良、早植、除草、害虫駆除等熱心に栽培
方希望あり。十月十六日地主小作人各委員を召集し、互
に交渉の結果要求を容れ、十三年度より実施の事に解決
せり

五、影響

互に緊張し地主会小作人会を設立し、互に連絡し農事
の改良發達增收を図り此举たるや農業上大に有益たり。
一般社会に及ぼしたる影響を認めず

(大正十二年『農産』隠岐支庁文書)

IV 黒木村小作人会

大正十二年黒木村大地主竹田才吉(七二町歩所有)による

竹田家小作人組合を、全村的に拡大したものであり、同十年に設立された黒木村地主会に対応する協調的性格の濃厚なものともみることが出来る。事務所は役場内にあり、組合員数は四五〇人と報告されている（島根県内務部大正十四年『明治大正年間に設立された小作組合の状況調』）。つぎに会則をかかげておく。

黒木村小作人会会則

第一条 本会は黒木村一円を区域とし、小作人を以て組織す

第二条 本会は黒木村小作人会と称し、事務所を黒木村大字別府四十八番地に置く

第三条 本会は左の区域及名称に依り支会を置く

西部支会 大字美田（字大山、美田尻を除く）

中部支会 大字美田の内字大山、美田尻及大字別府

東部支会 大字字賀一円

第四条 本会は会員協同一致して農地の改善発達を図るを以て目的とす

第五条 前条の目的を達成する為に行うべき概目左の如し

一、農産物の改良増殖に関する事項

二、種子の改良撰択に関する事項

三、小作法の改善に関する事項

四、肥料の増給に関する事項

五、病虫害の駆除予防に関する事項

六、斯業に関する建議又は諮問に対する応答

七、其の他本会の目的を達するに必要と認むる事項

第六条 本会々費は会員の負担とす

第七条 本会に左の役員を置く

会長 一名 副会長 一名 評議員 十一名

第八条 支会に左の役員を置く

支会長 一名 支会副長 一名 評議員 若干名

前項の評議員は本会評議員之を兼任す

第九条 役員は満二十五才以上の男子たることを要す

第十条 会長は会務を総理監督し且議事の際議長となる

第十一条 副会長は会長を補佐し会長事故あるとき之を代理す

第十二条 評議員は本会の目的を達するに必要な協議研究を行うものとす

第十三条 役員は総て名誉職とす

第十四条 役員は総て名譽職とす

但し会長副会長支会長支会副会長は評議員の互選とす

選挙は有効投票の多数を得るものを以て当選者とする

得票同数なるときは年長者を採り同年なるときは抽籤を以て之を定む

選挙は時宜に依り指名推薦によることを得

第十五条 役員は任期は四ヶ年とす但し満期再選を妨げず

補欠選挙に依り就任したる役員は前任者の残任期を承継す

役員は任期満了後と雖も後任者就任するに至るまで猶在任するものとす

役員は任期満了後と雖も後任者就任するに至るまで猶在任するものとす

第十六条 本会は左の職員を置き会長之を任免す

書記 二名

書記は会長の指揮を受け其の事務に従事す

第十七条 本会を分ちて左の三種とす

一、評議員会 二、支会 三、総会

第十八条 評議員会は毎年七月通常会を開会す、監事必要

の場合は臨時会を開く

第十九条 支会は毎年二月其の区域内の総会を開会す、臨

時必要の場合は臨時会を開く

第二十条 総会は必要に依り臨時之を開催す

第二十一条 第九条第十條第十一条第十二條第十八條第十

九條の規定は支会に之を準用す

附則

第二十二條 本会の書記は当分の内村勸業主任及村農會職員に之を囑託す (島根県農地開拓課農地係所蔵資料)

三 地主会について

ふつう地主会は、明治末年とくに四十二年の産米検査を機に設立されるのであるが、隠岐では、この時期にはみられず、大正九・十年につくられている。思うに、各村農會が地主会の代行をしていたことによるのであろう。たとえば、小作関係において村農會は積極的に介入し、すでにみてきた小作慣行をつくりあげてきたのである。「隠地郡北方・南方・苗代田・代・久見の各村に在りては、村の規約により小作地の賃貸借をなす者あり、其方法は村農會に於

て田畑の等級及借地料を定め置き契約を為さむとする者あらば、農會其の中間に立ち之を媒介す」(松江稅務管理局明治三十五年「島根県小作慣例調査書」)。以下において都万・中・黒木の各村地主会と、村農會の例として中条村農會々則をかがけておくことにする。

I 都万地主会

一、名称 都万地主会

二、目的 小作人の指導奨励・土地改良・農事の発達を図るを以て目的とす

三、所在地及区域 都万一円

四、設立年月日 大正九年八月九日

五、組合員たるべき資格 区域内に於て土地を所有し地租十四円以上を納むる者

六、幹部の氏名

会長 宇野 哲

副会長 齊藤伊勢藏

幹事 安部松三郎

會計 神村松三郎

七、主なる団体的運動及其動機並顛末 特記すべき事項なし

八、主なる事業及其の成績

(一) 小作米品評会を開設して産米の改良を図りつつあり

(二) 産米の等級を定め内地米に比較して価格を一定し供給者需用者間の取引の円満を図りつつあり

九、小作人の小作料軽減要求に対して執れる処置及其の顛

末 不作に際し小作人個々より各地主に立見を要求するの外未だ小作料軽減の問題起りたることなし

十、沿革

(一) 設立の動機 会長宇野哲、幹事安部松三郎の兩人が

時勢の変移に鑑み地主の思想善導を思い立ちしに因る

(二) 組合員増減の状況 増減なし 現在二四名

(三) 主腦者変遷の状況 なし

十一、地方小作人の地主組合に対する意向 地主の温情主義を執れるに對し好感を以て迎へつつあり

十二、會則

都万地主會々則

第一章 總則

第一条 本會は之を都万地主會と稱し事務所を都万村農會内におく

第二条 本會は都万村大字都万地内に於て土地を所有し

地租十四円以上を納むる者を以て之を組織す

第三条 會員は本會々則並に總會の決議を遵守する者とす

第四条 本會に名譽會員を置く

名譽會員は農事に功勞あるもの又は學識經驗ある者に於て總會に於て之を推薦す

第五条 本會は小作人の指導奨励土地の改良發達を図るを以て目的とす

第二章 事業

第六条 前第五条の目的を達成するに必要なる諸般の研

究及施設をなすものとす

(以下第三十一条まで省略)

(大正十二年『農務重要調査書類』隠岐支庁文書)

II 中村地主會

一、名稱 中村地主會

二、目的 地主小作問題の融和改善、農事の改良發達、農村開發、風俗の矯正、農業道德の涵養、農政の改善を図り相互の利益を増進するを以て目的とす

三、所在地及区域 中村一円

四、設立年月日 大正九年十二月二十七日

五、組合員たるべき資格 中村住民にして田地二反歩以上を有し一ヶ年玄米二石以上を販売する者

六、幹部の氏名

會長 田中親太郎

副會長 八幡 鼎

書記 田中輝郎

七、主なる団体的運動及其の動機・顛末 特記すべきものなし

八、主なる事業及其の成績 米価を協定して一般取引をして之に拠らしめ奸商の跋扈を防ぎ米価の調節を期す 又中村農會主催の小作米品評會に於ける受賞者に對し副賞を與へたり

九、小作人の小作料軽減要求に對して執れる処置及其の顛末 不作に際し小作人個々より立見を要求するに對しては從來の慣行により各關係者間に於て円満に解決せられ

つつあり其他小作人の結束を以て小作料の軽減を要求するが如きことなし

十、沿革

(一) 設立の動機 各地主の販売する米価区々にして其の間に乘じ奸商の巨利を貪るあるを以て米価を協定齊一して一般取引の標準たらしめむとして設立したるものなり

(二) 組合員増減の状況 設立以来増減なし

(三) 主腦者は村農会幹部を充て変遷なし

十一、地方小作人の地主会に対する意向 一般に好感を有するも稀には地主会に於て協定せる米価が高きに失するの傾向ありとて非難する者あり

〔中村地主会申合規約〕は省略)

(大正十二年『農務重要調査書類』隠岐支庁文書)

III 黒木村地主会

一、名称 黒木村地主会

二、目的 会員一致協同して農事の改善発達を図るを以て目的とす

三、区域 黒木村一円

四、設立年月日 大正十年二月十四日

五、組合員たるべき資格 田一町以上畑一町以上を所有する者

六、幹部の氏名 未定

七、主なる団体的運動 なし

八、主なる事業及其成績 設立日尚浅く未だ事業の見るべ

きものなし

九、小作人の小作料軽減要求に対して執れる処置及其の顛

末 未だ問題を生ぜず

十、沿革

(一) 設立の動機 小作法の改善を期せむとして設立せられたるものなり

(二) 組合員増減の状況 なし

(三) 主腦者変遷の状況 なし

十一、地主小作人の地主会に対する意向 小作法の改善を標榜して設立せられたるを以て多大の効果を期待し好感を以て迎えられつつあり

〔黒木村地主会々則〕は省略)

(大正十二年『農務重要調査書類』隠岐支庁文書)

IV 中条村農会

鳥根県周吉郡中条村農会々則

第一章 総則

第一条 本会は鳥根県周吉郡中条村農会と称し事務所を本村大字原田六百二番地に置く

第二条 本会は本村内に於て左の資格を有する者を以て之を組織す

一、耕地牧場又は原野を所有する者

二、農業を営む者

第三条 会員は本会々則及總會の決議を遵守する義務あるものとする

第四条 本会区域外に居住する会員は本会の決議に関する

一切の責に任ぜしむる為め本会区域内に居住する会員を以て代理人を定め会長に届出づべし

第五条 本会に名誉会員を置く

名誉会員は農事に関し功勞ある者又は学識經驗ある者に就て總會に於て推薦す

第六条 本会は農事の改良発達を図るものとす

他の農事団体と氣脈を通じ農業の振興を図ることを得

第七条 本会は農事改良発達に関する重要事項に付行政庁に建議し又は行政庁の諮問に答申するものとす

第二章 事業

第八条 本会に於て施行する事業の概目左の如し

一、農事の講話会、品評会、競技会及種苗交換会

二、農事の講習、試験、巡回教授及農事模範に関すること

と

三、家畜、蚕種、種苗、肥料、農具等の生産、交換、分配及共同販売に関すること

四、家畜及農作物の病虫害駆除予防に関すること

五、農産物調製及副業に関すること

六、耕地の整理、灌漑、排水及開墾に関すること

七、産業組合に関すること

八、蚕業の普及発達に関すること

九、畜産の改良発達に関すること

十、農事の調査及統計に関すること

前各項の外農事改良上必要なる事項

(第三章以下は省略) (『各村農会々則』隠岐支庁文書)

四 小作問題打開の方向

一、二でみてきた小作問題を打開してゆこうとする方法は、農会を中心にして熱心に論議されてきた。それは隠岐だけにかぎらず、ひろく全国的な緊要問題でもあつたわけである。地主会の設立、農会活動の振興なども小作問題にたいする地主的対応のひとつであるといえよう。また村役場・村農会が主唱して、いわゆる自作農創設をめざす土地購入資金貯蓄が奨励された。大正十年周吉郡磯村「土地購入資金積立及貸与規程」、同年穂地郡五箇村「五箇村特別基本財産土地回收資金蓄積条例」などは、その顕著な事例である(自作農創設に関する調査)―大正十年「農務重要調査書類」隠岐支庁文書)。ここでは、大正十一年隠岐島庁の調査整理にかかると「隠岐島小作慣行調査書」にかかげられた「小作に関する慣行の改善を要する諸点、理由及其の方策」から摘記して、農政指導の方向を明らかにしたい。

一、仕切小作に改むること

(一) 理由

隠岐島に於ては島前地方の大部分と島後地方の一部分には検見、束分の二方法行はれ、其の收得は概ね地主二小作人一の割合を以て分収するの慣行なるが故に、小作人が肥料の増施其他耕作上改良に努力して増収を得るとも、其の結果の大部分を地主の利益となるに過ぎざるを以て小作人の熱心少なく、農事改良の如き此の小作方法の下には到底望み難き所なり、故に之を仕切法に改む

るの最も急務なるを認む

(一) 方 策

一、島庁及島農会指導の下に各町村に調査機関を特設して検見、束分の行はるる田区を調査し、各田区の生産能力、耕作の便否、既往の実収穫其の他必要の事項を精査し、適正なる仕切小作料額を査定し、島庁、島農会、町村長、町村農会等中間に立ちて地主小作人双方の協調賛同を求むること

二、用水設備を完成して仕切法を実施し得る様施設するの要あるは勿論なるも、若し甚しく用水不足其の他の原因により豊凶の差著しくして到底仕切法を実施し難き田区に対しては、特に小作人の努力により増収ありたる場合、其の大部分を小作人の所得たらしむべく適當の方法を設定すること

三、仕切法を実施するときは、豊凶に拘らず一定の小作料を納めざるべからず、然るに小作人は資力薄弱なる者多く一朝凶作に遭遇して其の収穫小作料にも及ばざるが如き場合あらんか、忽ち小作料は不納となり或は紛争を惹起し經濟界を攪乱することなしとせず、故に小作組合の如き団体を設け、普通作以上の年には強制的に小作人に貯金を実行せしめ以て凶作の場合に備えしむること

(二) 小作料額を改定すること

理由 現在の小作料は多少の例外なきにあらざるも、大部分は地主二、小作人一の分配率を基準として定めたるもの

にして、大体に於て小作人の取得歩合少なきに失するの感あり、殊に現在の小作料は土地の等級、耕作の便否等を斟酌すること少なく、主として既往の収穫高を標準として定めたるものにして、同一地方に在りて甲乙權衡を得ざるもあり、又土地所有權の転々したる処は漸次小作料騰貴して高きに失するものあり、以上の理由に依り現在の小作料は根本的に改定するの要あり

(一) 方 策

前項の方策に準拠すること
三、小作權の争奪及小作料の騰貴を防止すること

(一) 理 由

現に他人の小作する土地に対し、小作料の増納を条件として小作人たらんことを申込み、地主之に應ずる者ありて、小作料騰貴の一原因たるのみならず、双方の不利を來し小作人の土地を愛する念薄らぎ、結局双方の不利となる、以上の如き慣行の下には、小作人の位置は極めて不安定なるを以て或る程度まで之に保護を加ふるの要あり

(二) 方 策

立法の手段に依り防制するを最上の方策と認むるも、若し立法に依ること能はざる場合は、小作人組合の如き団体を設けて共同取締の方法を講ぜしむること

(一) 四、小作人の耕作地面積を制限すること

理由 多数小作人中には、自家の勞力其の他耕作能力を顧み

徒らに面積広く耕作するをむ奸弊風あり、随て其の耕作は粗放に流し収穫を減ずるものあるを以て、或る程度に耕作地を制限して集約的に耕作せしめ、全体の上に増収を図らざるべからず

(二) 方 策

小作人組合の如き団体を設け共同取締の方法を講ぜしむること

五、小作契約締結方法を改むること

(一) 理 由

現今小作契約の締結は口約束を主とし、小作証書に依るものと雖も其の記載事項は小作人の義務負担に属するもののみに限られ、地主の義務負担に及ぶことなし、為に小作人の地位は安定せず、又小作人の利益を保護する点に於て甚だ不十分なり、故に将来の小作契約は総て小作契約書の交換を以てし、地主の義務負担に属する事項をも記載せしめ、以て片務的契約より双務的契約に改むるの要あり

(二) 方 策

地主側小作人側の両方面より代表的人物を選出せしめ島庁、島農会、町村長、町村農会等之に参加して、其の地方に共通的契約事項を調査決定して、将来小作契約を締結する場合は之に準拠せしむること

六、小作人組合を設置すること

(一) 理 由

小作法の改善は小作者の自覚、自制、協同、共助に俟

たざるべからず、既に前各項中にも其の実行方法は小作人組合の設置要件とせるもの多し、小作人組合の設置は単り小作慣行の改善を実行するに効果あるのみならず、農事改良、農村振興等に資する所多大なるべきを信ぜむとす

(二) 方 策

小作人組合は小作者の協同的機関として相当權威あらしめ、且大に其の活動を期せざるべからざるを以て任意組合の如き強制力に乏しきものにては、到底其の目的を達する能はずと認む、依つて速に小作人組合法の制定を望む

「主人と奴隸の關係」とまでいわれてきた隠岐の小作關係に、地主の義務負担を明記する「双務契約」を主張し、刈分小作・検見法の廃止を力説する右の改革方策は、暫期的意義をになうものであろう。この方策は、ともかくにもすぐれた内容をもつて提起されることになるが、要はその実行如何にある。その成果については、稿を改めて検討をすることにしている。

附記 資料借覽にあつては、島根県隠岐支庁川上総務課長、島根県農地開拓課持田農地係長の御厚配をいただきました。附記してお礼申し上げます。

本稿は昭和三十二年度文部省科学研究費による研究の一部である